

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1072700022号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを 次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定の申請後、認定結果がまだ出ていない間でもみなしでの利用は可能です。



◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
- (3) 電話番号 0278(30)2121
- (4) 代表者氏名 会長 新 木 敬 司
- (5) 設立年月日 平成元年10月2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
- (3) 事業所の名称 昭和村社会福祉協議会 昭和の里
- (4) 事業所の所在地 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
- (5) 電話番号 0278(30)2121
- (6) 事業所長(管理者)氏名 眞 下 裕 子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮する。
 - ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - ③利用者の意思及び人格を尊重し、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うこと。
- (8) 開設日 平成12年4月1日
- (9) 事業者が行っている他の業務

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

【地域密着型通所介護】令和4年4月1日
昭和村指定第1072700022号

【通所型サービス】平成30年4月1日
昭和村指定第1072700022号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 利根郡昭和村全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く
営業時間	月～金曜日 7時30分～19時00分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 2名（1名は管理者と兼務）
- (3) 事務職員 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。なお、契約者及びその家族等は事業者に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。なお、契約者及びその家族等は事業者に対し居宅サービス計画に指定居宅サービス事業者を位置付けた理由を求めることが出来ます。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

	月 額
要介護１・２	１０，８６０円
要介護３・４・５	１４，１１０円

加算の種類	加算額（月額）
初回加算	３，０００円
入院時情報連携加算Ⅰ	２，５００円
入院時情報連携加算Ⅱ	２，０００円
通院情報連携加算	５００円
退院退所加算連携１回	６，０００円
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定の月額及び加算に２．１％を乗じた額

※加算については、加算要件に従い算定されます。

※関係法令に基づいて定められた利用料が、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費としてサービスの提供に際し、下記料金をいただきます。

通常の実施区域を越えた地点から5キロメートル未満： 0円

通常の実施区域を越えた地点から5～10キロメートル： 500円

通常の実施区域を越えた地点から10キロメートル以上： 750円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 指定口座への振り込み

利根郡信用金庫昭和支店 普通預金 0068957

社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会

イ. 金融機関による口座振替

ご利用できる金融機関：利根郡信用金庫本支店

：利根沼田農業協同組合本支店

：ゆうちょ銀行

ウ. 現金によるお支払い

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

②事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 管理者 眞 下 裕 子

(2) 虐待防止の為に、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止の為に、指針を整備しています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業者は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 従業員は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。 報じます。

9. 衛生管理等について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

昭和村社会福祉協議会 新 木 卓 巳

0278-30-2121

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8時15分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

昭和村役場健康福祉課	所在地：利根郡昭和村大字糸井388番地 電話番号：0278-24-5111 FAX：0278-22-4989 受付時間：8時30分～17時15分
沼田市役所介護高齢課	所在地：沼田市下之町888番地 電話番号：0278-23-2111 FAX：0278-25-3127 受付時間：8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地：前橋市元総社町335番地の8 電話番号：027-290-1323 FAX：027-255-5308 受付時間：8時30分～17時15分
群馬県社会福祉協議会	所在地：前橋市新前橋町13番地の12 電話番号：027-255-6669 FAX：027-255-6173 受付時間：8時30分～17時15分

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い同意を得て交付しました。

昭和村社会福祉協議会 昭和の里

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者住所

氏 名

印

代筆者

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
- ④介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたってのサービス事業者の選択については、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

2. 事故発生時の対応について（契約書第12条参照）

ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、ご契約者の市町村及び家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合

- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合